

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、国道 9 号吉敷中電線共同溝 P F I 事業を特定事業として選定したので、P F I 法第 11 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和 6 年 8 月 2 3 日

中国地方整備局長 林 正道

国道 9 号吉敷中電線共同溝 PFI 事業

特定事業の選定について

1. 事業概要

本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計及び工事、並びに電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理を P F I 法に基づき包括的に実施するものである。

(1) 事業名称

国道 9 号吉敷中電線共同溝 P F I 事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

①名称

一般国道 9 号

②種類

- ・ 電線共同溝（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 2 項第 9 号に定める電線共同溝（道路附属物））
- ・ 道路（車道、歩道等）
- ・ 道路附属物（道路照明、道路標識等）

(3) 事業対象区域の概要

①所在地

山口県山口市吉敷中東 4 丁目～山口市維新公園 4 丁目

②事業延長

2.5km（道路延長：1.25km）

(4) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 中国地方整備局長 林 正道）

なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、国土交通省中国地方整備局（以下「中国地方整備局」という。）が締結することを予定している。

(5) 事業内容

事業者は、本事業に関して以下の業務を行う。

① 調査・設計業務

- ア 調査業務（机上調査、試掘調査、現地調査、測量等を含む）
- イ 詳細設計業務
- ウ 調整マネジメント業務（設計段階）

② 工事業務

- ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
- イ 電線共同溝工事業務
- ウ 調整マネジメント業務（工事段階）
- エ 本施設の所有権移転業務

③ 工事監理業務

- ア 工事監理業務

④ 維持管理業務

- ア 点検・補修業務
- イ 台帳作成・管理業務
- ウ 調整マネジメント業務（維持管理段階）

(6) 事業方式及び権利関係

事業者は、自らを本施設の原始取得者とし、中国地方整備局が所有する土地に本施設を設計・工事した後、本施設を未使用のまま中国地方整備局に引渡すとともに、維持管理対象施設に対する維持管理を行う B T O（Build - Transfer - Operate）方式により本事業を実施する。

(7) 事業期間及び事業費の支払い

本事業の事業期間は、中国地方整備局と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約の締結日から令和 31 年 3 月 31 日までの約 24 年間の期間とする。なお、本施設の中国地方整備局への引渡しは、令和 14 年 3 月 31 日を予定している。

本事業は、サービス購入型によって実施するものとし、中国地方整備局は、事業者より本施設の引渡しを受けた後に、本事業の実施の対価（以下「事業費」という。）として、事業者に以下の費用を支払う。

- ・ 施設整備費
- ・ 維持管理費
- ・ その他費用
- ・ 消費税等

なお、事業費の支払いの詳細については、入札公告時に示す。

2. PFI 事業として実施することの客観的評価

(1) コスト算出による定量的評価

本事業について、中国地方整備局が直接実施する場合と P F I 事業として実施する場合の公共負担額の比較を行うにあたって、その前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおり設定した。なお、これらの前提条件は中国地方整備局が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

上記の前提条件のもとで、中国地方整備局が直接事業を実施する場合と P F I 事業で実施する場合の公共負担額を比較すると、P F I 事業で実施する場合は、中国地方整備局が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、2.4%の V F Mが見込まれる結果となった。

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を P F I 事業として実施する場合の主な定性的効果として、以下が挙げられる。

①各種工事の工程を最適化

- ・複数の業務及び工事と各段階での調整業務を一括発注することにより、効率的かつ効果的な事業計画が期待できる。
- ・事業全体の様々なリスクを考慮した最適な施工計画により、事業全体の工期遅延の抑制が期待できる。

②調査精度の高い詳細設計で手戻りを最小化

- ・フロントローディングにより、調査・設計段階において精密かつ効果的に現況埋設物を把握し、効率的な支障物移設設計の実施が期待できる。
- ・精密な現況把握により、不測の事態にも効率的に対応し、施工段階の工期遅延を抑制するとともに、計測データ等は維持管理時にも継続して活用することが期待できる。

③早期の合意形成を行い、円滑に事業を推進

- ・調査・設計段階から工事段階、維持管理段階までの関係機関協議や地元調整等をワンストップ体制で行うことで、各種管路埋設の同時施工や早期の地元合意形成など、無電柱化の早期実現の推進が期待できる。
- ・継続的な情報共有と監理体制の保持により、切れ目なく円滑な事業の推進が期待できる。

④まちづくりへの貢献

上記①～③の取組による早期の無電柱化整備により、以下の効果の早期発現等への貢献が期待される。

- 防災性の向上 : 強風、地震等の災害時における緊急輸送道路の確保
- 通行空間の快適性向上 : 安全・安心な通行空間の確保
- 良好な景観創出 : 良好な都市景観の形成に向けたまちづくり

⑤民間資金等の活用による財政負担の平準化

- ・本事業を P F I 事業として実施することで、施設整備及び維持管理などに要する費用をサービスの対価として毎年定額支払うことから、支出を平準化することが可能となる。

⑥リスク分担の明確化による安定した事業の実施

- ・発生が想定されるリスクについて、中国地方整備局と事業者間の責任分担を明確化し、調整マネジメントにノウハウを有する事業者に最大限の努力が可能な範囲でリスクを分担することにより、リスク管理の最適化が図られ、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となるとともに、リスクの顕在化の予防に資することが想定され、事業目的の円滑な遂行や安定した無電柱化の実施が期待できる。

(3) 総合的評価

以上のことから、本事業は P F I 事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、このことは、実施方針公表後の事業者からの意見招請の結果からも、十分に実効性があるものと判断される。このため、本事業を P F I 法第 7 条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

別紙 定量的評価の根拠

1 PSCとPFI-LCCとVFMの値		
項目	値	公表しない場合はその理由
PSC(現在価値ベース)	(非公表)	その後の入札等において、正当な競争が阻害されるおそれがあるため
PFI-LCC(現在価値ベース)	(非公表)	
VFM(金額)	(非公表)	
VFM(割合)	2.4%	

2 VFM検討の前提条件(※)		
項目	値	算出根拠(公表しない場合はその理由)
割引率	1.7%	「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」を踏まえ設定
物価上昇率	-	物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない

※上記に加えて、税の還元等の調整として、事業者が支払う法人税等のうち国税相当分を還元している。

3 事業費等の算出方法			
項目	PSCの費用の項目	PFI-LCCの費用の項目	算出根拠
①施設整備に係る費用の算出方法 (このうち資金調達に係る費用は③参照のこと)	・調査・設計業務費 ・工事業務費 ・工事監理業務費 ・調整マネジメント業務費(設計段階・工事段階) ・消費税等	・調査・設計業務費 ・工事業務費 ・工事監理業務費 ・調整マネジメント業務費(設計段階・工事段階) ・事業者の開業に伴う費用 ・引渡日までの事業者の運営費 ・融資組成に伴う費用(SPCを設立する場合のみ) ・建中金利 ・消費税等	・PSCの各経費は、事業実績を基に価格競争による額を考慮して算定 ・PFI-LCCの各経費は、工事の一括発注による効果及び民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される額を考慮して算定
②維持管理に係る費用の算出方法	・点検業務費・補修業務費 ・台帳作成・管理業務費 ・調整マネジメント業務費(維持管理段階) ・消費税等	・点検業務費・補修業務費 ・台帳作成・管理業務費 ・調整マネジメント業務費(維持管理段階) ・消費税等	・PSCの各経費は、事業実績を基に算定 ・PFI-LCCの各経費は、民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される額を考慮して算定
③資金調達に係る費用の算出方法	・施設整備費は出来高に応じ支払い ・維持管理費は発生年度に支払い	・施設整備期間終了後に借り替える長期借入による発生金利分を割賦手数料として計上	・資金調達条件については、過去のPFI事業の実績等を参考に、近時の金融市況を元に設定
④その他の費用の算出方法		・PFI事業実施に係る公共側の費用 ・引渡日以降の事業者の運営費 ・事業者の税引前利益 ・消費税等	・PFI-LCCは、事業者の運営費等を計上

※表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。